

《 翻 訳 》

ルドルフ・シュプリングー [カール・レンナー]

『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』  
第一部：憲法・行政問題としての民族的問題(2)

太 田 仁 樹

序説

第1篇 問題 (以上, 第37巻第3号)

第2篇 民族的理念の公準

第10節 民族的理念 (本号)

第1章 民族的区分

第11節 国家一般による社会の整序 (本号)

第12節 特に民族的区分について (本号)

第2章 民族的理念の法的公準 (以下, 次号)

第3篇 秩序ある国家行政の公準

第4篇 国家的公準と民族的公準の妥協

第5篇 民族的自治と国家連合の実現としての多民族=連邦国家

付録

第2篇 民族理念の公準

第10節 民族的理念

第1篇で示したように、諸民族 (Nationen) の実際の抗争の理論的模写に他ならない、民族的な問題の最も矛盾に満ちた点は、人間の利益の多様性から生じている。人間のどの利益も、それだけを孤立させ、実践的に主張することができ、理論的に考察することができる。確かに理論的考察はこのような孤立化を企図しなければならない。私が私経済の理論を方法的に獲得しようとするなら、個人の私経済的利益を首尾一貫して追跡し、このようにしてそれに固有の諸法則を確定し、すなわち盲目的な利己心の体系を構築しなければならない。生活の中では、獲得したどの諸法則も、純粋に現われることはない。そうでなければ、私は贈り物をすることができず、聖母にキリスト像を寄進することもできず、資産を「善行」に献納することもできない。すべてのこれらの行為は非経済的に見えるからである。確かにわれわれは何百人がそのように行動するのを見る。だが、このことは、その法則が正しくないということを決して示すものではない。確かに無数の人間は、ほとんどもっぱら私経済的利

益に規定されて、私経済的動因は、われわれすべてに対して、最も惜しめない寄進者、私心のない社会主義者に対しても、つねに作用している。それは、決心する際の決定的な要因ではないが、対抗的動機としてつねに作用している。それは、他の動機と並ぶ一つの動機であり、他のすべての動機と同様に利己的な動機である共同経済的な利益による有効な制限を受けている。

厳密にもっぱら経済的な利益というものはなく、なんらかの種類の不特定の傾向があるにすぎないと説明するなら、それは学問的ではないし、弁証法的な考えではない。むしろ問題を次のように措定しなければならない。私経済的な利益だけが人間を支配しているとすれば、どう行動しなければならないのか？ そして他方では、共同経済的な利益だけに人間が従っているとすれば、どのような規則を人間の行動は指し示すのか？ 私は、前者の場合には私経済的行動の公準を保持し、後者の場合には、共同経済的行動の公準を保持する。いまや、問題は次のようにはじめて鮮明になる。われわれは、ある公準に、いつどこまで従い、他の公準に、いつどこまで従うのか？ ある方向にどのような衝動が作用し、他の方向にどのような衝動が作用するか、あらかじめ説明されていれば、その絶対的な強さが測られていれば、具体的な場合に何が起こるに違いないか、われわれはよく知ることができる。

民族的な問題もまったく同様である。民族的利益は無数の他の集团的利益とならぶ一つの集团的利益にすぎない。その満足は国家に委ねられている。それゆえ、われわれはまず民族的利益を孤立的に考察し、どのような目標が追い求められているのかを問うのである。この目標は自然法則的な必然性をもって最後まで実現されるような絶対的なものではない。それは民族性理念の諸公準であり、本篇の対象である。それに対抗して、国家理念の諸公準があり、民族的志向の実現可能性を限定している。国家理念の諸公準は、この実現可能性を制限するかぎりまで、われわれにとって関心を引くものとなる。したがって民族的諸公準の限界は第3篇で取り扱われる。第4篇では、国家の現在と将来、同時に民族の現在と将来の法的諸形態が叙述されることになる。

いわゆる「現実主義的、経験的、機能的」な方法に慣れていて、「諸公準」、「諸理念」などの導入に少なからず驚きの念を抱いている読者も少なくないであろう。私はここで、人間に関するすべてのことは人間以下のことと同様に因果的考察のもとに置かれるという単純な真実以外の弁明をすることができない。だが人間社会において因果的に作用するものは、人間の頭の中に入らなければならない。人間は自分で歴史を作る、すなわち彼らがなすことを意欲しているからである。外的自然においては必然的なものが、社会では理性的なものに見なされ、外部では結果であるものが、ここではまず目的でなければならず、それゆえ行為となり、現実となるのである。たしかに人間は自らその歴史をつくるが、自由に作るのではなく、必然性を認識し、意欲することを基礎としてつくるのである。社会主義は因果的に生成し、恐らくいつかまったく因果的な仕方でも経済の社会化（Sozialisierung）へと向かう。だが社会の中でそれが有効になるためには、社会主義は理念とならねばならないだろう。まずあれこれの主唱者の理念となり、次に大衆の理念になり、最後に社会そのものの理念とならねばならない。十中八九、経済的發展は生産手段の私的所有の廃絶に帰着する。だからこそ、この發展傾向は社会主義の一公準、収奪者の収奪の公準となるのである。この公準は他の多くの理念と同様にひとつの理念である、人格的・経済的自由を公準として掲げる個人主義と共存するのである。そしてきつ

と間違いなく、次の時代の問題は、経済的な社会化と精神的・道徳的な個性の保護とを一致させることにある。

したがって民族的理念は、天上のものでもなく、説明しがたいものでもなく、超越的なものでもない。それは、社会学者や民族学者の関心を引く一連の諸原因の産物である。政治家にとって、それはまず説明すべきものではなく、所与のものである。われわれにとっては、民族的理念は現存のものであり、われわれの関心を引くのは、それ自身が何を可能にするかであり、それが何の結果なのかではない。人間たちが行うことは意欲された行為であり、意思の産物である。諸民族 (Nationen) 自身が意欲するものは、民族的公準であり、民族的理念の発露である。

## 第1章 民族的区分

### 第11節 国家一般による社会の整序

民族集団 (Nationalität) は社会内部での集団形成の一形態である。社会的諸集団一般が定住地およびそこに形成された国家に対してどのような関係にあるのかという問題は、国家、民族、領域の間の関係を取り扱うわれわれのテーマの予備的問題である。特殊問題に踏み込むまえに、この一般的な予備問題を解決しなければならない。

国法についての自然法学派は、諸個人、諸民族 (Völker) の基本的諸権利の体系化によって、政治的に豊饒となり、近代的大国家の建設を説いたが、われわれにとっては、今日では実践的に意義のないものになっている。それによれば、国家は、不可分の主権を持つ一つの国家権力と個々の諸個人の無整序な総利との関係でしかない。近代的生活の多様性、社会的機構の複雑性、そこから生ずる国家的諸任務の遂行は、国家学研究の深化と拡大を必要とする。その総括的で暫定的な帰結は有機体学派である。それは、国家という存在の地理的、人間学的・社会学的、経済的な諸条件を内的な因果的連関に置き、この方法で国家の本質に接近しようとした。

かくして、フリートリヒ・ラッツェルは国家を土地に根ざす有機体と呼んだ。「生物地理学にとって人間の国家は地表の生命の伝播の一形態である。それはあらゆる生命と同じ影響のもとにある。」——「われわれが国家について語る場合、町や道の場合と同様、つねに一団の人類と一人の人間による行為、同時に一片の土地を考える。」国境は国家の「周辺の器官」と特徴づけられ、個々の国家と諸国家共同体にとってのその意義が正確に研究される。だがこのような研究は、ほとんど諸国家の共存、外部領域政策に関するものであり、他方、憲法体制と行政の目的のための空間的な内部整序と国家的領域分割の法則は、解明されないままである。

近代国家の服属者は数百万に達している。単一で不可分の国家権力は、入り乱れた無数で無規律なこの大衆を直接に支配することはできない。その命令と禁止、その委託と委任は、耳を澄ました群衆に対する天の声のように発せられるものではない。大衆を見渡すためには、彼らを整頓せねばならず、支配することが出来るようにするには、整序しなければならない。ほとんどあらゆることに適用される最重要の整序原理は、領域 (Gebiet) である。その意義は、対外生活におけるのと同様に、国内生活においても大きい。領土高権 (Territorialhoheit)、すなわち地球表面の区切られた部分に対する国家権力の専一的支配は、国家概念そのものの本質的要素である。それは市民的所有権に似た、国

家の土地という実体に対する権利では決してなく、人間に対する専一的支配権なのである。国家は領土高権の返還を請求されると、次のように宣言する。わが境界内にいる者は、わが支配に属す。法制度としての国家は、土地と自然的関係にはなく、ただ人間に対する法学的な関係にあるのである。国家領域は、この意味では自然概念ではなく、国家権力のもとに個人が服属するという関係を表現する法概念なのである。

この服属関係は国家内部での行政組織にも役立つ。立法あるいは法令によって、全国家領域は管区へと分割され、誰でもそこにいるものはその機関に服属すべきであると決められる。それによって国家機関および国家公民 (Staatsbürger) は一定の領土に結びつけられ、場所を定められる。その際、この場所決定の程度はもちろん非常に異なっている可能性がある。中世は人間と土地との強い結びつきを示している。服属者が直接に土地に縛られる (glebae adscriptus) だけでなく、国家機関もそうである。公務員の役職も世襲的に土地所有に結びついている。中世以来の法の発展は、人間と土地の結びつきの持続的な弛緩をもたらす。今日、公法的性質を持つ人間と土地の強い結合は、郷土権 (Heimatsrecht) であるが、この服属関係は貧民救済や兵役義務の基礎となっているだけで、もはやあまり意義のないものである。多くの場合、国家機関の権能は、居住地に、すなわち持続的に居住する意図を持ってある場所に居を構えるような人と領域との関係に基づいている。法の個々の分野では、企業の所在地、営業所、団体本部の所在地等々が、居住地に代わっている。これらの関係は特に訴訟において決定的である。公法においては滞在地の機関への服属者の服属が優勢である。

移住の自由と居住の権利によって、人間と土地の分離が進むほど、地方の権限規定は錯綜し、地方にある国家機関への服属は偶然に支配され、国家公民の混乱はますます手の付けられないものになる。その際、国家の任務と機関の数が増大し、属地原理 (Territorialprinzip) はもはや十分なものではなくなる。中世では、ある領土の住人は一人の君主に永続的に服属し、この関係は世襲される。同時に、強力な属地的調整は、非常に簡単で、見通しがよいものである。だが、地方に住む恒常的で同質の多数の服属者に代わって、正規の郷土権保有者、居留民、滞在者が混合して住むようになると、一時的な任務を帯びた一連の公的機関が世襲君主に代わって登場し、地域に関わる権限と並んで、事物に関わる権限が現われる。世俗的権力は宗教的権力から分離し、裁判は行政から分離する。実質原理 (Realprinzip) が働く。同じ国家公民が、ある案件ではこちらの機関に、他の案件では別の機関に従う。中世の都市共和国のような小共同社会では、実質原理が唯一の整序関係であることが可能であり、地方管区への分割がおこなわれることはなかった。だが、近代の大国家では、二つの原理が競合している。裁判と行政は概ね分離している (実質原理)。二つの国家的任務のために諸裁判区域と諸行政区画へと別々の領域分割が行われる (属地原理)。つねに両者のうち一方が、選別を行う基本的で本質的な原理であり、他方は有機的な補助原理であり、下位整序はそれによって行われる。

一般に、属地的な原理は服属者の整序に役立ち、実質的な原理は国家機関の整序に役立つ。前者の場合、同じ領域にいるすべての者は同じ機関に服属し、後者の場合、個人は案件が異なるのに応じて異なった機関に服属する。しかし、領域的に区別されるのではない一定の部分の服属者、すなわちある種の人びとが特定の機関のもとに服属する場合があります。軍事行政はこのような極めて特異な場合である。軍人は、その滞在地と関係なく、文民とはまったく違う官庁機構に服属している。ここで

は先ず第一に、国家公民の不定形の混沌から、領域や実質的な案件とは無関係に、特定の個人的資格を持つ一連の人びとが分れる。この個人的・人格的な区別により、彼らは他の人びとから引き離され、内部に上下関係のある属人団体（Personalverband）に統合される。ここに人間の土地からの分離が生じ、属人原理（Personalitätsprinzip）による整序が行われる。軍隊制度においてそれが完全に適用されるということは、当然のことにすぎない。軍隊は領域とはまったく分離した可動的なものでなければならぬからである。

人間が定住していないかぎり、彼らにとって、属人団体以外の組織形態は考えられない。最古の同族諸団体（Gentilverbände）はそのようなものである。農耕への移行により、領土は諸属人団体に、すなわち諸氏族（Gentes）と諸部族（Stämme）に分割された。同族団体は軍事制度でもあった。定住によって、属人団体は場所が定まった。純農業時代には、属人的な諸団体に代わって、領域的な諸団体が現われ、支配者のもとへの奴隷の人格的な隷属服属に代わって、土地に結びついた隷属者（glebae adscriptus）が現われた。中世の後半に強力になった都市の手工業と商人層は、自由な共同社会の管理のために、再び属人団体を、すなわちツンフト、営業組合（Gremien）等を形成し、氏族集団や属地集団に代わる経済的団体に向かう新しい社会組織の基礎をつくった。もちろん自然法と絶対主義とはまず農村の既存の属地的形成物および都市の属人的形成物を破壊し、その代わりに個人と国家との剥き出しの関係をつくった。しかし、完全な解体の状態は、同時に新しい結晶形態の誕生（status nascendi）である。大国家領域の枠の中に、まず政治的諸党派と経済的諸階級の属人諸団体が現われる。初めは、純粹に政治的であるが、法の発展は集団形成と集団法の道にますます突き進む。もう一度、新しい社会的組織諸形態が生じ、それが自己行政のなかで国家的アジェンダを遂行し、その結果として属地的団体を解体する。

国家は、これまで自分で行っていた宗教的行事を宗教団体に譲り、経済的性質の多くの案件を商業会議所、工業会議所、農業会議所に譲り、産業行政の仕事新たに設置された商工業者の強制同業団体に譲り、戸籍案件の裁判と行政を部分的に弁護士会および医師会に譲り、市町村の権限であった病人看護を労働者疾病金庫の保険義務会員に譲った、等々。かつては国際法においてしか知られていなかった属人原理は、ますます国家行政のなかで有効になっている。特に、社会的および国家的官庁システムの分業がますます進展して、まったく併行しているからである。ある作業部門が専門化していくほど、それに関連した行政がつくれ、一定の経済的人間集団に特定の行政機関が対応するという関係がつくれなければならない。属人的な整序原理がここに成立する。

国家活動にとって、服属者の属人的整序は、同時に行政の専門的形成を意味している。それは最大の専門分化を必要とするからである。国家機関の立場から考察すると、それは実質的分割に一致する。それだけで十分なのは都市国家の場合のみである。だが近代の大国家では、属人団体の中の属地的下位整序がつけねに必要である。軍事団体は兵団、補充、駐屯の指揮権のもとに整序される。軍事体制は、不断の可動性にもかかわらず、可動的な指揮と並んで、安定した属地的な指揮をも区別している。宗教団体は、司教区、大司教区、教区——これがどのような名前であろうとも——に整序され、すべての会議所と同輩団体はその管轄領域を持つ。ここから帰結することは、領域は確かに整序の本質的な要因ではないが、どこでも同様に組織的要因として高い意義を持ち、通常すべての国家生活の

基礎であるということである。国家を有機体として土地に固有の植物環境や動物環境と関係づけようとしないうちにも、ひとたび定着した国家は、土地に根づいた組織であり、そうでありつづける。

このように、数百万の民衆を支配するために、国家が彼らを領域団体に組織することがわかった。これらの団体は、部分的には、滞在地であろうと、居住地であろうと、郷土権保有に応じたものであろうと、それ自身ではその管区の国民（Volk）の全体にはかならない。だが部分的には、属地的下位団体へと整序されている属人団体であり、部分的には、統一的特別組織を持たないが統一的な現実利益を持つ領域の属人団体である。これらの団体に応じて、国家の命令と禁止、機関と任務が専門分化する。それらが国民と国家全体を形成するのであって、無形の大衆である諸個人が形成するのではない。国家、国家の任ずる機関（国家官僚）によって、直接に、あるいは国家利益と結びつくことで、利益が併存している場合には、諸団体への国家の機能の委譲や、自己行政を通じて、彼らを支配する。自己行政的な領域諸団体（市町村、県、領邦）と並んで、領域的管区を持つ自己行政的な属人団体（会議所、同輩団体、疾病者組合、教会、等々）がある。

この簡単な注記が示すように、中世から現代にいたる国内行政の発展全体において、集団形成に際して属地原理から属人原理へと交替する傾向が優勢であり、国家の組織は——民族問題をまったく度外視しても——ますます非領域的な要因によって決定される。とくに属人原理は、かつて専一的に通用していたのと同じように、今日すでに非常に広い範囲で有効であり、社会化の進展とともにますます有効となるに違いない。

同時にわれわれが知るのは、国家が従来どおり土地に根ざす組織のままであることにより、国家行政が土地から切り離されることがないことである。すべての属人団体が、当然にも、国家領域と結びついていて、領域的管区に整序されているからである。問題となっているのはそこである。どのような指標によって諸団体は分けられているのか？ 領域によってである可能性もあるが、純粹に属人的な資格によって行うこともありうる（例えば、カトリックプロテスタント、文民—軍人）。この指標は団体の本質的指標であり、われわれの問題ではこれが重要である。こう言ったからといって、国家のすべての集団にとって基本的な意義を持つのは領域であるということをも否定するものではない。

## 第12節 特に民族的区分について

さてオーストリアの諸民族集団（Naionalitäten）も国家内部の属人共同体である。私の考えでは、小冊子『国家と民族』<sup>[原註10]</sup>で最初に述べたこの単純な真実が、問題解決のための鍵を提供する。すでに私は、民族集団の有機的理解を扱った第5節において、国法のおよび政治的な問題に際しては、人や物それ自体が、すなわち肉体的、心理学的、社会学的に何であるのかが重要なのではなく、国家にとって何であるのかが重要である、と強調した。オーストリアの法律家にとって、チェコ民族（die tchechische Nation）は存在しない。もし誰かが相続人に指定しても、その遺言状は無効であろう。相続人が存在しないからである。もちろんこれは現実と法秩序とひどい矛盾だと思われるが、どうしようもない。オーストリアの諸民族集団が存在しないと考えるような政治家は、まともではないと思われる。彼らにとって、問題は次のようなものである。民族集団とは実際のところ何なのか？ 彼らは国家にとって何なのか？ だから、彼らは法的には何にならねばならないのか？ 国

家体制は、その法的諸制度が立脚する現実的基礎に完全に適合しないうちは、平穩にならない。この適合がきちんと自動的になされるのは、慣習法の時代だけである。意識的に法がつくられる場合には、永遠に変化する社会生活の諸事実に法秩序を適合させるのが、政治と政治家の役割である。

わが国の法秩序を、わが国が多民族国家であるという事実と適合させることは、われわれにとって決して免れることのできないことである。わが国の連邦主義者たちは、少なくとも、この適合過程の必要性についてまったく納得している。彼らが要求しているのは、われわれが領域団体に適応することにすぎない。だが、民族集団は恐らく領域団体とは言えない。

すべての社会集団のうち、経済的集団は土地と最も結びつきが深い。生産手段がなければ経済はないし、生産手段は特定の所在地にある有形財産であるからである。またあらゆる経済部門のなかで最も土地に結びついているのは農業である。手工業は地方的な商圈に依存しているので、同様に地方的なものになっている。工業はより可動的であり、商業は完全に土地から切り離されている。農耕者と手工業者のつながりは、ふつう近隣関係であるが、工業者と商人とのつながりはそうではない。しかしながら、近代的生産様式は資本から完全に土の香りを奪い、動きやすいものにする。特に労働者を完全に生産手段と所在地から切り離す。資本家団体（石油カルテル等）と労働者団体は、たいてい国家領域の境界を超えている。かつて最も土地に結びついていた経済的利益団体でも、今日ではその多くは、決して領域団体ではない。

民族的文化生活は——おそらくは宗教的生活を例外として——土地に根ざした存在条件から最も浮き上がったものである。アメリカで生活しているチェコ人は、領域団体として登場する可能性をまったく奪われている。それは政治的理由からだけでなく、彼らがまったく分散して暮らしていて、どこにおいてもマイノリティであるという事情によるものである。彼らはその文化的な生活、結社と新聞とを持ち、母国で生活している民族同胞と、言語と文献とによって保持されている精神的なつながりのなかにある。このつながりの性質およびそれと国家的つながりとを分つ指標については、さらに綿密な分析を必要とする。

われわれの意図は、ここで国家の多様な定義を吟味することではない。その本質的な指標を際立たせることで十分である。国家は主権を持つ領域団体である。必要な概念規定は次のようなものである。1. 人口。2. 組織そのもの。したがってこれは諸個人の単なる集合ではなく、個別目的と並んで全体目的が意味を持ち、そのために、全体意思の形成のための諸機関とその実現のための諸機関が生じる。この全体意思は、すべての国家成員の意思と合致するものではなく、それゆえ一般意思ではない。そうでなければ、反抗者に対する強制的実施の必要はないであろう。それは、その時の支配的利益団体の意思の表現である。3. 全体意思のこの主権（至高性）。4. 一領域に対するこの主権団体の専一的支配。

しかし民族（Nation）は文化的共同体である。どのような契機で、国家と民族の概念は一致するのか？ まず第一の契機。民族は諸個人の共同体である。だがソキエタス（societas）ではなく、コムニオ（communio）である。個性化原理はここでは決して全体意思ではないからである。共同性は少なくともまず概念として、意思の範囲ではなく、思考と感覚および思想表現と感情表現の範囲内にある。民族の言語と文章のなかに、この統一が体现されている。それは人間のまったく別の側面に会

う。意思がなお考察外にあるところでは、支配的な至高の意思はなく、支配的な思想方向と感情方向があるだけである。ここからしか民族の差異は生じない。一定の領域と民族意識（Nationalität = Bewußtsein）とは必然的な関係にはない。

では、民族共同体のために、国家としての特別存在、すなわち民族的全体意思、主権、領域高権（Gebietshoheit）を要求する民族性原理（Nationalitätsprinzip）はどこに由来するのか？

それは国家と民族の存在条件から説明される。国家は法を通じて生存する。その生存は全体意思の形成であり、国家は法的命令によって個別意思をそれに屈服させる。だが全体意思への個別意思の転換、個別意思への全体意思の転換は、自然諸力のように機械的、自動的に行われるのではなく、人間たちの媒介によって行われる。全体意思が有効であるためには、言語的表現をとらねばならない。後者そのものが人間の認識能力にかかっている。諸規範の必要性和合目的性についての認識、それに対する反抗の無益さについての認識が、個人の意味にとっての動機となり、ここで全体の思想生活および感情生活から生ずる他のすべての動機に対抗するのである。そしてこのすべての動機の関連した力は行動の決定にとって重要である。この大きな迂回によってはじめて国家秩序と法秩序が人間の行動を調整し規定するように作用するのである。法規範が有効であるか否かは、それ自身からではなく、すべての認識事象と感情事象の全体から生ずるのである。

中世の原始的な国家は、ほとんど任務を持たない。それは国民全体（Volksganze）に対する直接の関係をまったく持たず、国民（Volk）の極小部分である世襲領主にしか関係していない。それは、どんなことでもほとんど人と意思疎通しない。今日では人間の実際の諸関係は途方もなく複雑なものになっている。どんなに有能な経済学者でも、経済的諸関係の全体を見通すことはできない。そしてこれらの実際の諸関係のすべてを国家が調整し、それらを法的な諸関係にする。すべての諸関係について、それは特殊な名称を持っている。法律用語法はほとんど使いこなせない概念体系にすぎない。この形態で、各個人への国家の命令権が現われる。この命令権は、高度な精神的・文化的水準を必要とし、それはなんらかの民族的文化によってのみ可能である。それは高度な民族的生活を前提とする。だが逆に、それ自身は、この民族的文化手段によってのみ、諸個人に影響を及ぼすことができる。国家のなかで生きていくためには、未発達な方言の種族（Volksstamm）は、発達した民族的文章語（Nationalliteratur）を持つ民族（Nation）になるか、あるいはそのような民族に同化しなければならない。国家は、民族に影響を与えるためには、文化手段を利用しなければならない。

ここから生ずる最も単純な結論は次のようなものである。国家機構が最小の摩擦抵抗をも克服しなければならない場合には、国家と民族（Nation）は一致すべきである。

民族とは、一方では思想生活と感情生活の、それゆえ純粋な内的精神的なものの共同体である。だが、表現と伝達によって、すなわち民族言語（Nationalsprache）によってのみ思想と感情は共通のものになる。思想と感情は、われわれのなかで原因なく生ずるものではない。それらは外部の出来事の、特に人間の諸行動の反映である。今日では、およそすべての関係において、諸行動は国家によって調整され、法律で規定されている。民族の感覚は、国家の組織によって大いに影響を受け、国家秩序によって助長され、抑制される。国家秩序が民族の感覚から離れるほど、民族の生活は危うくなり、その発展は妨げられる。



ここから生ずる最も単純な結論は次のようなものである。民族が発展抵抗を最小限にするには、民族と国民は一致すべきである。

民族性原理はこの二つの結論を導きだす。そして、それは疑いもなく正しいものである。

だが、国家と民族は実際には完全に一致していないではないか。国家は、出来るだけよい民族的精神文化を保障することとは別の任務を持つ。その任務は非常に重要なことと思われるので、その目標を達成するために、国家は上述の摩擦抵抗と発展抵抗を辛抱強く引き受けるのである。上述のように、国家的法秩序はその時の支配的利益集団の意思の表現である。しかし、主に物質的な性質を持つこの利益は、すべての諸民族の支配階級に共通している。あらゆる物質と同様、その利益は空間の中に存在し、一定の領域の中でしか実現できない。それゆえ、専一的な領域支配がなければ、国家は考えられない。国家の領域発展は、国家の中の支配集団の物質的利益範囲によって支配されている。国家と国家領域は概念的に切り離しえないものであるが、諸民族は領域の中で混じりあっている。諸民族は物質的利益に従い、その存在のための闘争は諸民族を攪拌するからである。概念的には、民族は領域団体ではない。

以下のような結論が導かれる。民族性原理の議論は、あまりにも迂遠である。それは国家のすべての高権を民族(Nation)に返すよう請求するが、領域高権と物質的な文化高権は民族的生活の範囲外にあるからである。領域内の諸民族集団がきっちりと分かれているところでは、もちろん国家機構は単純である。すべての高権は同じ機関が行使することが出来るからである。だが、様々な小さな諸民族がごた混ぜになっているところでは、民族の領域は、支配的集団が国家形成をして利益をうるのに十分な物質的基盤をもたらずほどまとまっていないうし、十分な広さもない。その場合には、本源的な関係を再建し、別々の社会的機能のために、別々の機関を持つ体制をつくらなければならない。

この意味で、国家と民族は、国家と社会一般の対立と同様である。国家は法的な領域支配であり、社会は事実上の属人団体である。これは人類の社会の発展において重要な役割を果たしてきた対立である<sup>[原註11]</sup>。太古の共同社会は、血縁関係に基礎をおく属人団体である。移住の必要、遊牧生活は、領域との固定的な関係を許さない。国家となるにはなお持続性が欠けているのである。オリエントの大君主制、ローマ帝国は、最初の大領域支配であり、近代的な意味での最初の大領域支配である。最初の支配的な利益集団は民族(Nation)であり、経済的な階級ではないという違いがある。敗者は奴隷になるか、降服異民族(peregrini dediticii)となり、法的には滅亡するか、徐々に国家制度の中に市民として吸収され、したがって国民(Staatsvolk)に同化する。ローマ帝国に代わって、ゲルマン人の種族国家(Völkerschaftsstaat)およびアラブ人の種族国家が登場する。それらは種族への帰属を基礎としている。最初に現われたのは、敗れた種族がその法(権利)と言語を、勝者と同様に保持し、法的に区分された諸民族(Völker)が統一した領域に居住するという現象である。それにもかかわらず、一種族(Volksstamm)だけが政治的に権利を持っている。カロリング世界帝国は、民族の法、言語、特性を廃棄せず、抑圧せず、一定の領域に制限することなく、多くの種族を初めて統一した。それを支配したのは、一つの経済階級、大土地所有者の階級であり、一種族ではない。ローマの属州民は、バイエルン人やフリースランド人のもとで生きている場合にも、その民族法を保持していた。ローマ人のもとでも、フランク人、アレマン人、シャマヴェル人も、彼らの法を保持していた。裁判

官は、係争問題を審理するに先立って、係争者に尋ねた。「汝はいかなる法によって生きているのか（*Quo jure vivis?*）」と。それから、係争者は民族性宣言（*Nationalitätenerklärung*）をおこなった。こうして裁判官は、どの法によって判断すべきかを知ったのである。このように、純粋な属人原理がおこなわれていたのである<sup>〔原註12〕</sup>。この支配のもとで、カロリング帝国では、10民族が、異なった民族語だけでなく、異なった法によって、自由で平和に共存していたのである。

近代の国家は、それに代わって、属地原理を置く。汝がわが領地に住むならば、汝はわが支配、わが法、わが言語に服す！ これは支配の表現であり同権の表現ではない。移住者に対する定住者の支配、需要に応じなければならぬ無産者に対する財産をしっかりと持っている有産者の支配、多数者に対する定住する少数者の支配ではないにしても、少なくとも少数者に対する多数者の支配である。トランスヴァールのボーア人がそうである。この危険な関係から民族国家間（*Nationalstaaten*）の領域争いが生じ、そこから国家内部の民族集団間の領域政治も生ずる。それゆえに青年チェコ党はヴァツラフ王冠の領土の国法を望む。そこでは少数者に対する支配権が彼らに保障されるからである。青年ドイツ党は、かつてのドイツ連邦諸邦の独立とガリツィアとダルマチアの排除、すなわち青年ドイツ党の国法を望む。それによってドイツ人に多数者の地位が保障されるからである。属地原理は決して妥協と同権をもたらさず、闘争と抑圧をもたらすことが出来るだけである。その本質は支配だからである。

全体としての民族（*Nation*）は、とるに足らない少数者の場合以外には、このような支配によっては勝ち取れない。内部での移動と非常に広い人類の密接な経済的なつながりの結果、どんな小さな民族でも、特定の非常に狭い境界に制限されることはない。郷里から出て行くすべての要素は、異人として無権利状態である。首尾一貫した国法信奉者は、ヴィーンではチェコ人は民族性を表現する権利を持たないことを、容認しなければならない。属地原理は、自民族の無情な切り捨て、先住の所有階級のための異民族少数者の無情な支配を含んでいる。それは民族思想を封建的理念と混ぜ合わせ、しばしば反民族的（*antinational*）なものになる。

主権国家同士の交わりにおいては、すなわち国際（多民族）法においては、確かに属地原理に対する防壁が存在する。イギリス人は、祖国による外交的保護を見いだす。プラハの彼の会社のドアに英語の貼り紙をはる権利を持ち、そのカフェーで好きなように英語を話す権利を持つ。何しろ、彼は外国人（*Ausländer*）なのだ。だがドイツ系オーストリア人はプラハでは無権利状態である。彼は「チェコ人の土地」にいるからである。彼はドイツ語を話す権利を持たず、ドイツ語の看板を出す権利を持たず、虐待や掠奪の危険にさらされている。略奪されたら、彼は誰を訴えればよいのか？ チェコ種族（*Volksstamm*）をか？ だが彼らは法的な人格ではない！ 奇妙なことに、30年来全オーストリアで気をもませているこの民族（*Nation*）は、法生活においてはまったく存在せず、法と裁判にとっては、形而上学的で超越的な形象なのである。もちろん、チェコ人にとってのドイツ人、ルテニア人にとってのポーランド人、等々に関しても、このことは当てはまる。一言で言えば、オーストリアのどの民族集団も、——少なくとも法律によれば——国内で保護されるよりも、外国において厚く保護されている。わが国では、どの外国人（*Fremde*）も、自国内で内国人が保護されるよりも、厚く保護されている。国内生活においては、属地原理に対する是正が存在せず、だれも民族

(Nation) によって保護されず、抑圧や報復による以外には、民族はだれも保護することはできない。法状態ではなく、内戦の初期状態、あるいは公然の内戦状態である。

ここから必要となることは、民族集団を構成すること、権利と責任とを賦与すること、そして次のように宣言することである。どの民族成員 (Nationsangehörige) も帝国のあらゆる部分で——もちろん後に示される制限のなかで——その民族 (Nation) の保護を受け、租税と義務を負担する。属地原理ではなく、属人原理が調整の基礎をなし、諸民族は領域団体としてではなく、属人団体として、諸領邦ではなく、諸民族 (Völker) として、伝説上の国法に従ってではなく、生き生きとした民族法 (Volksrecht) に従って、構成されるべきである。もちろん領域なしには民族 (Volk) は存在しないし、その内的構成は住民の地域的分布に依存せざるをえない。属人原理が構成的原理で、諸民族集団の区分と個々人の集約をもたらすものであるとすれば、属地原理は組織的原理として重要な役割を果たさなければならないだろう。

上述したように、属人原理は国法上の発明ではなく、多くの制度において現実に実施されていたものと思われる。職業的な強制団体や生業上の援助団体 (疾病金庫) において可能であることや、信仰において通用していることが、諸民族 (Nationen) には考えられないことで、馬鹿げたことであろうか？ 同一の市町村に、二つの、しばしば三つの宗教があり、——少なくとも事実上は——それぞれ一つの公的コルポラチオン、すなわち宗教ゲマインデを形成し、自分の幹部、自分の財産である教育と福利活動のための施設を持ち、自己行政団体として、委託された範囲で国務 (台帳作成) をおこない、ついには属地的に教区、大司教区、司教区等々にまとめられ、カトリックのように、多くはいかなる領土高権も持たない普遍的な世界的属人団体になる。ここには、「カエサルのは、カエサルに、神のものは、神に！」という定式が見いだされる。例えば、レンベルクでは、カトリック、東方教会婦一派、東方教会非婦一派の、三人の大司教が居住することが可能であろう。それでいて、彼らと従者たちが互いに絶えず激しく争うということはないであろう。もちろん常にそうであったのではない。領土の属する者、その人に宗教も属す (cuis regio illius religio) という原則が、すなわち純粋な属地原理 (今日では、領土の属する者、その人に言語も属す (cuius regio illius lingua)) が、なお通用している時代には、信仰上の争いが国土に荒れ狂った。数百年の闘いからようやく学んだのは、教会に国家の機能を任せ、国家に教会の機能を任せることはできないということである。教会から領土高権を取り上げ、宗教高権を任せたら、そもそもそうでしかないものに、すなわち同信者の属人団体になったら、同様に、諸民族が同じように考え同じように話す者の属人団体になったら、すぐにも平和が支配した。

これによって属地原理がそれ自身で不合理で根拠のないものであるとされるのではない。それは民族的理念の究極の公準であり、いわば論理的完成である。それは民族国家形成の実践上の定式化である。すでに承認したように、民族国家は内部摩擦抵抗が最小の国家体制を意味していて、当然どの民族 (Nation) にとっても理想的なものである。それは民族的問題の考える解決策の一つであり、血と鉄による国際 (多民族) 法的な解決である。

しかしそれは、歴史的に所与の、経済的、社会的に必然なオーストリア統一国家の枠内でオーストリアの多民族問題を解決する定式ではない。民族的領土国家 (Territorialstaat) は民族的軋轢を除去せ

ず、それを生み出し、深化させるからである。それは、法という方法で軋轢を調停するのではなく、暴力の方法で決着をつける。それは拡大と勝利を可能にするが、敗北と滅亡の危険を犯すのである。それが小さな諸民族 (Völker) にとっていかに危険なものとなるか、ポーア人は経験した。民族的諸権利の平穩で確実な享受、多言語の統一した法治国家における紛争のない発展を、それは保障することができない。それはオーストリアの問題の解消ではなく、オーストリアの解体を意味する。

ここで主張した区分原則は、しゃれで「区域外の解決案」と呼ばれる。それによるとあたかも民族 (Nation) から足下の土地が切り離され、民族が空気の中に浮いているかのようである。すでに詳説したように、このような異論はまったく根拠のないものである。まったく当然にも、諸民族集団は県 (Kreis)、郡 (Bezirk)、市町村 (Gemeinde) に整序され、その領域で郷土権以上のものを持たなければならない。しかし、民族的な完全な権利と国家の領土高権 (Territorialhoheit) にいたるまでには、大きな飛躍がある。もし諸民族集団がその県のなかで完全な領域高権 (Gebietshoheit) を持っていたら、どの他言語使用者も非オーストリア人と同列におかれ、政治的および民族的に無権利状態になってしまうであろう。それは決して諸民族集団の利益にならないし、またまったく実行できないものである。領土高権は絶対的な言語強制を意味し、マイノリティの権利を排除する。マイノリティが権利を保持する場合には、「その領域に逗留する者は、法とそれゆえ言語に従う」という命題になる。

それゆえに属人的区分の公準は、諸民族 (Nationen) から居住権を取り上げることはない。それは、土地に対する実質的な関連ではなく、国法的な関連を、彼らから取り上げるのである。実際の施行において見られる (第4篇) 必要な限界は、諸民族にそれ以上の領域支配を引き渡すことさえある。だが後に見るように、それは民族的理念からではなく、国家的秩序の必要からそうなるのである。

[原 注]

[10] Staat und Nation. Zur österreichischen Nationalitätenfrage. Staatsrechtliche Untersuchung über die möglichen Prinzipien einer Lösung und die juristischen Voraussetzungen eines Nationalitätengesetzes. Wien 1899, Verlag von Josef Dietl.

[11] すでに示したように、封建的紐帯の解体によって始まった国内行政は、ますます属人的諸団体の構成に努めた。国法と国際法において属人原理が、国家生活の初めから基本的な意義を持っていたことは以下で示されるであろう。

[12] シノプティクスの小冊子において、オーストリアの多民族問題に関して、私が初めて使用した、属人原理 (Personalitätsprinzip) と属地原理 (Territorialprinzip) という名称は、パーメンの言語法草案に対する趣旨説明の14ページにおいても見られる。ことごとくではこの表現はまったく違った意味で用いられていることを、誤解を避けるために強調しておく。

私はこの表現を勝手につくったのではなく、確実な学問的な用語として、国際 (多民族) 法とドイツ法史から受け取ったのである。オーストリアでこそ、国内多民族法の発見が重要なのであるから、これは正しいことだと思われる。私の場合、この用語は国法および国際 (多民族) 法的要件を示しているが、趣旨説明は、訴訟の意味、官庁での訴訟手続きに関する特殊な意味でこれらを用いている。オーストリアでは、学問的にはほとんど扱われることがないまったく独特な法形成に関わる問題であり、確実な言語使用がなされていないので、どの著述家も独自の用語法を用いる権利をもつ。しかしながら二つの名称はすでに確定したものであるので、法廷の言語調整のための第二の対応物の領域は、国際 (多民族) 法よりも法規衝突の学説であるように思われる。だから草案と呼ばれている要件に対しては、個人法と法廷地法、すなわち *lex personae* と *lex fori* という表現が勧められる。

実際、諸表現の意味の相違からまさに対抗的な諸帰結が生ずる。私の言う属人原理には公務における単一言語使用が照応し、個人法 (草案における属人原理) には二言語使用が照応する。私の言う属地原理には二言語使用が対応

し、法廷地法あるいは *lex fori* は（草案における属地原理）には単一言語使用が対応する。同様に、趣旨報告での批判は私の言う意味での属人原理とはまったく当てはまらない。個人法はすべての公務での完全な二言語使用を要求している（趣旨説明の14ページ）。だが属人原理は、混合言語地域（ブートヴァイスのドイツ系郡裁判所－ブートヴァイスのチェコ系郡裁判所）において、単一ドイツ語話者と単一チェコ語話者を必要とするだけである、等々。これは誤解の防止のためである。

それにもかかわらず、趣旨説明は、すでに15ページにおいて、属地原理に代わって、「民族誌的（*ethnographische*）」（正しくは「民族的（*ethnische*）」）原理を提起している。民族的な区分は完全にはおこなえないので、草案そのものが、混合言語地域において、間に合わせに、彼らの言う意味での属人原理に訴えなければならなかったのである。